

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第1回本部員会議議事録

開催日時：令和2年2月17日（月）

午後4時15分～4時30分

開催場所：別館9階 特別第1会議室

【黒田危機管理部参事】

それでは、これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第1回本部員会議を始めます。進行を危機管理監にお願いします。

【金嶋危機管理監】

まず、対策本部設置の趣旨を説明します。新型コロナウイルス感染症は、2月13日に国内初となる死亡者が発生したほか、愛知、神奈川の両隣県をはじめ、国内で感染が拡大傾向にあります。

また、昨日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が政府において開催され、国内発生の早期の段階にあるとの認識が示されました。また、本日、厚生労働省から、相談・受診の目安が公表されました。これらを受け、県内での感染予防や、社会・経済活動等への対策について全庁をあげて取り組むため、本日、対策本部を設置しました。

それでは、次第により会議を進めます。まず、「新型コロナウイルス感染症防止対策」を議題とします。資料1を御覧ください。健康福祉部から説明をお願いします。

【池田健康福祉部長】

資料1を御覧ください。全国におきまして、感染者の増加が続いているとともに、感染源が明確でない患者の発生が報告されつつあります。これを受けまして本県としましては、次の4つの対策を進めます。

一つ目として、改めて県民の皆様には、感染予防の徹底をお願いしてまいります。このため、手洗い・咳エチケットなどの感染予防策の周知、啓発を徹底いたします。また、公共施設等での手指消毒液設置などの対策実施を呼び掛けてまいります。高齢者の方や持病のある方は、重症化しやすいので、極力人ごみを避け、マスクの着用を心がけていただくよう周知いたします。これらについて、市町及び民間企業等に対しまして協力の依頼をいたします。

二つ目として、検査体制の強化を図ります。医療機関に対しまして、検体検査を行う新型コロナウイルス感染症疑い例の基準を周知徹底いたします。本日、湖北省、浙江省への渡航歴やそれらの方との接触歴にかかわらず、37度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎のある患者についても検体検査の対象として追加されましたので、早急に

周知いたします。

三つ目といたしまして、医療体制の確保です。先ほど3時に、厚生労働大臣から発表がありましたけれども、相談・受診の目安として、37度以上の熱が4日以上続く場合などは、保健所に帰国者・接触者相談センターが設置されておりますので、まずはそちらに御相談願います。特に、高齢者、持病のある方、妊婦さんは、発熱又は息苦しさが2日程度続く場合は、窓口にご相談してください。そのうえで、帰国者・接触者相談センターからの紹介により、二次医療圏に設置しました帰国者・接触者外来で診療を実施いたします。入院が必要な場合には、感染症指定医療機関で入院治療を実施いたします。この間の搬送体制を含め、万全の体制をとってまいります。手元にお配りしております、カラーのパンフレットでございますけれども、エの部分が本日変わったところになります。後ほど修正いたします。

四つ目としまして、適時適切な情報の提供に努めます。報道提供やホームページ等を活用いたしまして、患者発生状況等の情報提供を行ってまいります。帰国者・接触者相談センターの相談時間については現在21時までとしておりますが、24時間体制とするよう現在調整中でございます。このほか、感染拡大した場合を想定しまして、感染症指定医療機関以外の医療機関への入院など対応について、関係機関と調整しているところでございます。また、国の新型コロナウイルス緊急対策に呼応いたしまして、感染症指定医療機関に対する防護資機材の支援や検査体制充実のための検査機器の導入の検討を進めます。万全な対策をとってまいりますので、県民の皆様、御心配なことがありましたら、まずは最寄りの保健所に御相談いただき、冷静な対応をお願いしたいと思います。

次に報告でございますが、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における感染患者への対応でございます。2月6日に厚生労働省より、県内の感染症指定医療機関への受け入れの要請がありまして、現在までに14名の患者を受け入れております。いずれも感染症対策の施された病床に入院しており、各医療機関におきまして、献身的に治療にあたっていただいております。しかしながら、今日神奈川県で看護師の感染がございました。医療従事者の感染対策には、万全の配慮をお願いしてまいります。

健康福祉部からは以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただ今の報告について質問等がありますか。

次に、各部局の対応状況についてを議題とします。資料2を御覧ください。

文化・観光部お願いします。

【植田文化・観光部長】

2枚目の一番上を御覧ください。富士山静岡空港における水際対策でございますけれど

も、空港関係者による会議の場で、県から国の関係機関に対して、水際対策の徹底を要請したところでございます。具体的には、検疫におきましてサーモグラフィーで全ての入国者の発熱状況を確認しております。また、注意喚起のポスターを出発ロビーなどに掲示しています。続きまして、入管についてでございますが、14日以内に中国湖北省又は浙江省に滞在歴のある外国人及び両省で発行されました旅券を所持している外国人の入国の拒否の措置をとっているところでございます。

感染防止対策でございますけれども、空港のチェックインカウンターや店舗、案内所等におきまして、従業員のマスク着用、消毒液による清掃を徹底しているところでございます。

続きまして、観光関連施設における感染防止対策につきまして、市町や県の観光協会など観光関係団体に対しまして、正しい最新情報の把握と会員等への感染防止対策の周知の徹底を要請したところでございます。1月24日と2月14日の2回にわたり行ったところでございます。さらには県有の観光施設の入り口等に消毒液を設置する等の対応をとったところでございます。引き続き、空港関係者、観光関係者等と連携いたしまして感染防止対策に努めてまいります。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただ今の報告に質問等ありますか。次に交通基盤部お願いします。

【宮尾交通基盤部長】

交通基盤部から、港湾の対策について御報告申し上げます。

感染拡大の防止に向けまして、清水港、御前崎港、田子の浦港、それぞれの港におきまして先月末から今月はじめにかけて関連します官公庁および民間事業団体が参加いたします保安委員会を開催しています。その中におきまして、国土交通省から、新型コロナウイルスに関する最新の情報を提供いただき、これらを共有するとともに、水際対策を行う関係機関との連絡体制について確認をしたところでございます。

さらに港湾内におきます感染防止対策として、旅客船ターミナルを含む埠頭で働く職員や作業員へのマスクの着用、うがい手洗いの励行を徹底いたしました。なお、備考欄に書いておりますけれども、年内に予定しておりました県内港湾へのクルーズ船の寄港につきましては、2月17日現在において、2月に予定されていた5回の寄港がすべて中止になっております。3月以降でございますが、これまで68回予定されておりましたが、このうち26回の寄港を中止にするという連絡がございまして、今後さらにこの動きは拡大していく可能性がございます。今後のクルーズ船の入港についてでございますが、厚生労働省、法務省および国土交通省と連携しましてそれぞれ個別に対応を検討してまいりたいと思っております。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただ今の報告に質問等ありますか。次に経済産業部お願いします。

【天野経済産業部長】

資料2の経済の欄を御覧ください。まず、現地進出の県内企業への影響把握についてですが、1月下旬から2月中旬にかけて、中国湖北省及び浙江省進出企業の操業状況や駐在員の安全等につきまして聞き取り調査を実施いたしました。今後とも現地企業の状況把握に努めてまいります。また、中国に進出している企業や中国企業と取引のある企業等への影響につきまして、本日あたりから、徐々に中国における工場の操業が一部再開されつつあるという情報もございますので、関係団体、具体的には、静岡県国際経済振興会（SIBA）や静岡県日中友好協議会と連携いたしまして、本日、操業状況や今後の見込みなどについて調査を開始いたしました。回答期限は2月28日であります。

次に相談窓口の設置についてであります。1月29日中小企業庁より県内27箇所に新型コロナウイルスに関する経営相談窓口が設置されました。県では、相談窓口である商工会議所、商工会等に対し、事業者への影響の把握を依頼するとともに、相談状況について情報収集を行っております。あわせて、融資、経営、雇用等に関する県や関係機関の相談窓口について周知を図ったところであります。

次に金融支援の実施についてであります。2月12日に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売り上げ減少、資金繰り悪化等の影響を受けている中小企業者に対しまして、融資要件を緩和した、新型コロナウイルス感染症の対応枠を設け、県融資制度による金融支援を実施しております。なお、国は14日にセーフティネット保証4号の発動を決定いたしました。現在、商工団体、金融機関、観光部門を通じまして緊急調査を行っており、とりまとめのうえ、21日までに本県が制度の指定地域となるよう要請を行うこととしております。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただ今の報告に質問等ありますか。他に報告のある部局はありますか。その他の部局の取り組みについても資料2に記載しておりますので、御覧ください。

それでは、以上を踏まえて「静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針（案）」をとりまとめたので、事務局から説明してください。

【後藤危機政策課長】

それでは、資料3を御覧ください。読み上げます。静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針。新型コロナウイルス感染症は、中国湖北省武漢市を中心に、中国本土はもとより、世界各地で感染拡大が続いており、2月13日には国内で初となる死亡者が発生し、愛知、神奈川の両隣県をはじめ、他県においても感染者が拡大している。本県におい

ては、感染者の発生は確認されていないが、これまで感染予防や社会・経済活動等への対策を実施してきた。昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、国内発生の早期の段階にあるとの認識が示されるとともに、本日、厚生労働省から相談や受診の目安が公表された。これを受け、県では、県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底するとともに、社会・経済活動への影響を更に低減するため、全庁を挙げて、以下の対策に取り組む。1 新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底 (1) 感染予防の徹底 (2) 検査体制の強化 (3) 医療体制の確保 (4) 適時・適切な情報の提供。2 県内の社会・経済活動への影響の把握と必要な対策の実施。以上です。

【金嶋危機管理監】

この基本方針について、質問等ありますか。

それでは、本部長、この基本方針により対応してよろしいですか。

【本部長：知事】

了解しました。

【金嶋危機管理監】

最後に、本部長から指示事項などありますか。

【本部長 “知事”】

新型コロナウイルス感染症の防止対策については健康福祉部長に命じます。今決まりました基本方針に基づき、感染拡大防止に全力を尽くしてください。

また、全庁的な調整事項については、危機管理監が関係部局と調整等を行い、対応にあたってください。

【金嶋危機管理監】

それでは、これで、第1回本部員会議を終了します。